

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第71号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

次のとおり左京福祉事務所の位置を変更することとしました。

変更前の位置 京都市左京区吉田中阿達町1番地

変更後の位置 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 71 号

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

京都市福祉事務所設置条例の一部を次のように改正する。

第2条中「前条の」を削る。

別表左京福祉事務所の項中「京都市左京区吉田中阿達町1番地」を「京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)